

令和7年4月

保護者のみなさまへ

王寺町立王寺南義務教育学校
校長 眞方 武志

学校感染症の出席停止扱いのお知らせ

陽春の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本校学校教育にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

学校保健安全法及び同施行規則では、児童・生徒が感染症にかかった場合、休養を十分にとることや他の生徒への感染を未然に防ぐために、出席停止を行うよう定められています。下記の感染症と医師に診断された場合は、tetoru等で必ず学校にご連絡ください。
なお、「出席停止報告書」の提出は不要です。

記

1. 感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

第一種 エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群（SARS）・急性灰白髄炎（ポリオ）・鳥インフルエンザ（H5N1）・新感染症

第二種 インフルエンザ（A型・B型）・新型コロナウイルス感染症・百日咳・麻疹（はしか）流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹（3日ばしか）・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・結核・髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・感染性胃腸炎・その他の感染症（医師から感染症と診断されたもの）

2. 出席停止の期間

別紙「主な感染症」を参考にしてください。

＊ 出席停止期間中は、医師の指示に従って、十分に休養してください。